

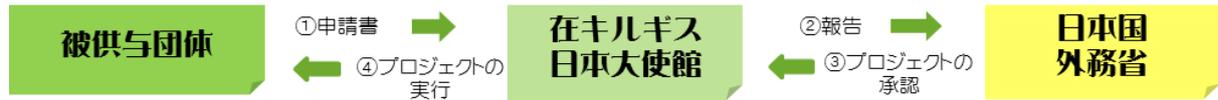


「**草の根・人間の安全保障無償資金協力**」とは、対象地域の一般住民に対して直接裨益がある活動をしている様々な団体に対する外務省の返済不要の資金援助プログラムです。物品供与というハード面での支援を主に行っています。

- **贈与額**: 一件当たり 1,000 万円を原則上限とする(約 70,000 米ドル。米ドル建てのため、レートにより変動あり)。
- **対象分野**: 環境改善, 貧困救済・所得向上, 医療・保健, 基礎教育など, 一般の人々, 草の根レベルで裨益効果のある経済社会開発分野
- **非対象分野**: 営利目的活動(※社会的弱者の生活自立支援を促すための利益目的は支援対象。)
- **対象団体**: 非営利団体, 現地 NGO, 慈善団体・基金, 教育機関(学校や幼稚園), 医療機関や地方公共団体などの公的機関
- **非対象団体**: 個人, 営利団体, 政治的・宗教的・軍事的団体, 中央政府機関(省庁)
- **非支援対象物品**: 楽器, 本, PC 関連用品, 一般車両, 消耗品, 施設・設備の運営・維持費(例えば職員の給料)等

- **必須条件**:
 - 団体の過去 2 年分の財務諸表を大使館に提出することができ, 財務諸表の金額が無ではなく, 団体の活動が滞りなく行われている。団体の収入・支出・借入金等の財務状況について説明能力がある。
 - 草の根案件専用のために新規の銀行口座を開くことができる。(公立機関は関係省庁に要確認)
 - ドル・ソムの為替の変動によりマイナス分が発生した場合は自己負担できる。なお, プラス分が発生した際は大使館に返金する。その旨を誓約できる。
 - 供与された機材に係るメンテナンス費や消耗品の調達を自己負担することができる。(例えば食器洗浄機が供与された場合, 専用の洗剤を買う必要がある。)
 - 供与された機材が一般の人々に対して裨益効果がある。
 - 案件完了後, 5 年以内のフォローアップ・モニタリング活動を受けることが可能である。

■ 草の根スキームの流れ



1. 電話・メール・面談による事前相談
2. 被供与団体(キルギス共和国内)から大使館へ申請書提出
3. 一次審査(書類審査)
4. 二次審査(大使館担当者による事前調査・現場視察)
5. 三次審査(外務省にて)→採択正式決定
6. 署名式にて贈与契約(G/C)を締結
7. 案件実施(供与機材の購入・設置)
8. 被供与団体に対する外部監査
9. 案件完了。引き渡し式の実施(署名式より1年以内)
10. 案件完了後、5年間は毎年大使館に報告書を送付
※案件完了2年後に大使館担当者よりフォローアップ調査を受ける

■ 申請方法

[在キルギス日本大使館 HP](#)より申請書(ロシア語/キルギス語/英語)をダウンロードし、必要事項を記入・関連資料を添付の上御提出下さい。**※年間を通して受付しております。**

- 申請前に一度、コンサルテーション(電話、メール、もしくは実際に大使館にて面会)をお勧め致します。

お問い合わせ

申請についてのご相談はお気軽にお電話またはメールをください。

また、大使館での相談も致しております。(要予約)

アリザット、アイジャン kusanone.kg@be.mofa.go.jp

所在地: キルギス共和国 Bishkek 市、Tashkent 通り 35/1

電話番号: 0312-375-515/516